時事新報

十錢紙幣の交換延期

昨十九年の七月九日勅令第五十號を以て十錢紙幣い明治二十年六月三十日限り通用禁止れ旨公布ありて即ち此紙幣の命脈は僅か數日を保つの今日ゆ迫りたるに民間日常の授受依然として此紙幣と使用し少しも通用禁止の事を氣ゑ懸けざるの狀態無きに非ず尤も勅令の發布を知りまた世の中の事とも辨へざる人々い疾くに布れ吹聞を合聞して前々より成る丈け十錢紙幣を受取らざるやうに注意し又受取りさらば直ちに銀行に持參して其引換と怠ゝざる用心に抜目無けれども下等社會即ち國民多數のその部分は斯る譯をも知らず昨日まで否な今日までも尚は愛心して十錢紙幣を使用し居らざる無れ事も現在東京市下ゑ於ても十錢紙幣の交換を銀行既申來るもい甚だ多くして數日前の話しにては交換を為りたるゆれ額は僅々五六萬圓ありしと聞けり東京は勿論にして既に然り日本全國八十餘邦の隅から隅に往き渡りたる此紙幣が悉皆交換を終はるまでには多少の時日と費さゝる可からず僅々數日間にして悉皆とする六月三十日を限りて其事業を卒へんとするは社會の實況と當欲すらざる仕方と稱すべきあり是に於て大藏省は本月十日勅令第九號を以て本年の十二月三十一日まで交換の期限を延期する旨布告ありたるに一方には本紙幣の通用を禁止して已まざるは現相ありしにより情と政府に於ても本年の十二月まで暫らく其通用を許されたる事ゝと聞もる色眼鏡にて誤て政府の意を疑へたるの次第もありしに能く〳〵聞けば通用期限は矢張り六月三十日限りにして唯交換は期限を本年は十二月まで延期したるに過ぎずと云へり言葉と替へて之と聞はせば政府當初の考へは通用も交換も實い六月一杯なりし歟都合ゐて交換の期限丈けを半箇年後らせたりと云ふの意味なり故に本年の十二月を過ぎさる後ちは政府に於ては十錢紙幣交換の義務無きもれにして明治二十一年の一月一日以後には國民が縱令へ舊中より十錢札を發見したりとて融通は利かず交換と成ゝ事無勝手人の損失たるべき歟あれば此事を知るの本人は何論、一家親族知己朋友先きから先きに傳へ又傳へて成る丈け實の持腐りせざるやう注意肝言は國民の本分に於て大切の務めたる事勿先年太政官札通用廢止れ節某け家の主人公い早くも其事に注意し家人と誡めて太政官札を所有するならば早く出して一々交換を求むべしと早手廻はしの訓令い屆きたれども數年の後ち家の老婆が死金にとて貯蓄し置きたる太政官札爾かも耳を揃へて五百圓突然と顧れたるに早や其時は交換の期限を過ぎて折角ゐる老婆の心意しも甲斐なくして主人公は只其損失に茫然たりしとれ奇談を聞けり能く〳〵注意せざる時は二十一年の一月以後國中の各所に於て又々斯る奇談無きを期すべからず去りとい無知なる人民の為に[illegible]

[illegible]

凡う六百萬圓なり其後ち政府の手に入りたるものにて再び世上に流布せしめざる部分と又此程來各人民が銀行に持參して交換を了りたる部分と併せて幾何の額なるやを詳にせずと雖とも兎ゑ角に今日の處に於ては交換額よりも流布額の方尚は多きに相違無かるべ兄に此價額が本月限り突然と通用貨幣ゑる効用を失しては縱へ交換れ期限に更に半箇年の餘裕あるも經濟社會には亦多少の激動ありと聞はざる可からざるゆり左れども此事さる政府の法令に於て一旦斯く布告ゐたるものにて今更延期改正も行ひ難しとあらば我輩は此交換の手順に就き最後の一言と當路者に呈したき事ありと申ずは外にも非ず日本全國一百四五十の國立銀行ゑ於て本年一杯十錢紙幣の交換を為すは宜けれども山の奥、海の濱銀行も何にも知らざる細民の為めを計るは其不便少おしと為すべからず或は銀行に往けば交換の事成るの道理は知れども僅々一枚の十錢札に遙々銀行の所在地まで出懸け往く其費用却て多くして僅ゑ十錢札を棄てんゐゞ云ふ事相ゐるも氣れ難ゐれを假りに便法を設けて縱へ六月以後民間の授受には通用相成らずとも納金として十錢紙幣を受取ることに定めては如何、斯るも本年の十二月までは各戸長役場各郡役所に於て上納金として十錢紙幣を受取ることに定めて交換を為さくて銀行と郡役所と戸長役場と其同じて交換を引受くるゑ比し先さらば只單に銀行のみが交換事務を引受くるゑ比して人民に大ひゐる利益ゐるい明白なり是れ我輩の所望にして一枚の紙幣たりとも國民ゑ實の持腐りなかゝらし欲ん事を欲して爰に之と議したる者なり

官報

○軍艦養着　勝驛艦は去十九日メルボールンよりシドニーに着せり

○奈良縣騒擾多聞郡下長淵村に於て暴徒生せる急性病者の事は去る十七日官報本欄に掲載ありしが今該病取調のため出張せし衛生課員並に醫師等の復申書を左に摘録す

本縣病者診察部下長淵村人本藤寅郎妻吉ゑ去る十日急病を發し翌日死去、同夕壇野せり然るに會診者二十五名中八名は翌十一日より吐瀉病に罹り其内三名は遂に死去せしに付き患者及關係の者に就き既往の症狀及消毒の件を調査し且診療し得たる所左の如し

（第一）八木春吉（三年七月）は天風遊病にして嘗て數々痙攣等を發せしとあり去る十日午後三時頃より俄然發熱し心神不安、下痢四三回吐瀉病に罹り其内三名は遂に死去せしに付き患者及關係の者に就き既往の症狀及消毒の件を調査し且診療し得たる所左の如し

（第二）生稱豆腐、切干大根の酢物、三葉と豆腐の味噌汁、香物、米飯（中等）鱗豆腐の蒸餅、切干大根の酢物、三葉と豆腐の味噌汁、香物、米飯（下等）三葉と豆腐の味噌汁、香物、米飯（下等）三葉と豆腐の味噌汁、香物、米飯（下等）三葉と豆腐二）會雑者中翌十二日より吐瀉病に罹りたる者は八木籍藏、四十年）八木傳吉（四十年）鈴木鶴吉（四十五年）八木ろく（十年）の八名（八名中死亡せし者は八木籍藏、四十年）八木傳吉（四十五年）八木ろく（十年）の八名（八名中死亡せし者は八木籍藏、四十年）八木傳吉は十二日夕刻に來り前日の殘物を食し翌十三日午前三時より發病せりと云ふ）に於て輕症四名、重症四名あり而其内二名は遂に死亡せり

（此他同時に發病して死亡せし岩田常吉三男市五郎（四年）ある者は始め之を算入せず）其症候を略記せゝ此人名の者と同病あるも初め少しく惡寒し頭痛あり次いで便心を催し厠に赴き屢々吐瀉病に罹り其内三名は遂に死去せしに付き患者及關係の者に就き既往の症狀及消毒の件を調査し且診療し得たる所左の如し

（第一）八木春吉（三年七月）は天風遊病にして嘗て數々痙攣等を發せしとあり去る十日午後三時頃より俄然發熱し心神不安、下痢四三回吐瀉病に罹り其内三名は遂に死去せしに付き患者及關係の者に就き既往の症狀及消毒の件を調査し且診療し得たる所左の如し

（第二）生稱豆腐、切干大根の酢物、三葉と豆腐の味噌汁、香物、米飯（中等）鱗豆腐の蒸餅、切干大根の酢物、三葉と豆腐の味噌汁、香物、米飯（下等）三葉と豆腐の味噌汁、香物、米飯（下等）三葉と豆腐二）會雑者中翌十二日より吐瀉病に罹りたる者は八木籍藏、四十年）八木傳吉（四十五年）鈴木鶴